

茨城県道路公社国民保護業務計画

〔平成19年2月13日〕
茨城県道路公社規程第179号

第1章 総則

第1節 計画の目的と事態の想定

(目的)

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、茨城県道路公社（以下「公社」という。）の業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

(事態の想定)

第2条 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）で想定されている次の事態を想定するものとする。

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、次の各号について考慮するものとする。

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弹道ミサイル攻撃
- エ 航空攻撃
- オ 特殊な対応が必要となる核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「N B C攻撃」という。）

(2) 緊急対処事態

緊急対処事態の事例として、次の各号について考慮するものとする。

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

第2節 基本方針

(基本方針)

第3条 公社は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国、県、地方公共団体、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、関係高速道路会社、関係地方道路公社及び委託契約等により業務を行う関係会社（以下「関係機関等」という。）と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。また、緊急対処事態時は国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

(自主的判断)

第4条 公社がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国、県及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(安全の確保)

第5条 国民保護措置の実施に当たり、関係機関等と連携しつつ、国民保護措置を実施す

る公社の職員及び公社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

(政府対策本部長の総合調整等)

第6条 武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の長による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

(道路利用者等への情報提供)

第7条 報道機関への発表及び道路交通情報提供施設及び公社のホームページを活用し、道路利用者等に対し迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、その他情報伝達に際し援護を要する者に対しても情報伝達できるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携の確保)

第8条 国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、N B C攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項に対応できるよう、平素から関係機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

第2章 実施体制の確立

(武力攻撃事態等における活動体制)

第9条 政府により武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、政府対策本部が設置された場合には、必要に応じて公社武力攻撃事態等対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制の確立等必要な体制を取り、業務に関する国民保護措置などを総合的に推進するものとする。

(緊急対処事態における活動体制)

第10条 政府により緊急事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて公社緊急対処事態対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制の確立等必要な体制を取り、業務に関する緊急対処保護措置などを総合的に推進するものとする。

(その他の体制の確立)

第11条 前2条に示す事態が予測されるか若しくは類似した事態が発生した場合には、その事象の大小に応じ適切な体制を構築するものとする。

第3章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 避難及び救援に関する措置

(警報及び有料道路を利用した避難措置等に関する情報の収集及び提供)

第12条 公社が管理又は建設する道路（以下「有料道路」という。）に関する情報で、道路利用者等に提供すべき重要な次の各号の情報等について、収集に努め迅速に道路利用者等に提供するよう努めるものとする。

(1) 警報

武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、政府対策本部長が決定し発令するもの。

(2) 有料道路を利用した避難措置

武力攻撃の現状や今後の予測、地理的特性、運送手段の確保の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合に、政府対策本部長が県に對して行うもの。

(避難及び救援に対する支援)

- 第13条 政府対策本部長が対処基本方針に基づき有料道路の利用に関する指針を定めた場合には、当該指針を踏まえ、適切にこれを利用させるものとする。
- 2 県の区域を越える避難の場合において、要避難地域の県と避難先の都道府県及び避難の経路となる地域の都道府県との間で避難住民の受け入れ、移動時の支援等に関する協議が行われる場合には、必要に応じ当該協議に参加するものとする。
- 3 有料道路の施設であって、あらかじめ県知事から避難施設として指定され避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 安否情報の収集及び提供

(安否情報収集への協力)

- 第14条 地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑にできるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

(安否情報の提供)

- 第15条 道路利用者等又は協力会社等から安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第3節 武力攻撃事態等への対処

(被災情報等の収集及び報告)

- 第17条 公社の管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努め、速やかに国土交通省対策本部に報告するものとする。

(道路利用者等への情報提供)

- 第18条 関係機関等と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、有料道路の被災情報等を収集し、報道機関への発表、公社インターネットホームページ、道路交通情報提供施設及び看板などを活用して、道路利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(通信手段の確保等)

- 第19条 武力攻撃事態が発生した場合、安全の確保に配慮した上で、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、可能な限り連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

- 2 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合には、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

(応急復旧)

- 第20条 武力攻撃災害が発生した場合には、有料道路について、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに道路施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握する。

握とともに、迅速に応急復旧のための措置を講ずるものとする。

2 応急復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとし、安全の確保に配慮した上で、路上の土砂、流木等の除去その他避難住民及び緊急物資の輸送のための輸送路を最優先して確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の要請)

第21条 有料道路に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のための措置について、国土交通省又は県に対し必要に応じ支援を求めるものとする。

(復旧に関する措置)

第22条 武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃事態の様子や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて、安全の確保に配慮した上で、必要な措置を講ずるものとする。

2 復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

(緊急対処事態への対応)

第23条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃事態への対応に準じて行うものとする。

第4節 訓練

(国民保護措置等の訓練の実施)

第24条 公社は、国民保護措置等についての訓練を実施するよう努めるとともに、国、県又は地方公共団体が実施する国民保護措置等についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

(防災訓練との連携)

第25条 国民保護措置等と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。